

○那珂市総合計画策定委員会設置規則

平成18年3月27日

規則第10号

改正 平成19年3月20日規則第6号

平成24年3月29日規則第8号

平成28年3月31日規則第41号

(設置)

第1条 那珂市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、那珂市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 住民の代表

(2) 副市長

(3) 各課室の代表

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長には副市長を、副委員長には委員長が委員の中から指名した者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、総合計画の策定が終了したときまでとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第6条 委員会は、総合計画についての調査研究を行い、その結果を庁議に報告するものとする。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会は、専門的事項の調査研究を行うため、ワーキングチームを設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別

に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第6号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第8号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第41号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。